

滋賀県環境学習推進計画（第2次）の概要

第1章 計画の基本的事項

1. 計画策定の経緯
 - ・環境学習の体系的・総合的および効果的な推進を図るため、平成16年10月に「滋賀県環境学習推進計画」（平成16年度～22年度）を策定。
 - ・新たな課題に対応し、持続可能な社会の実現に向けてさらなる取り組みを推進するために改定。
2. 計画の性格
 - ・「滋賀県環境学習の推進に関する条例」に基づく計画
 - ・各主体に期待される施策の展開方向を示す計画
3. 計画の期間
 - ・平成23年度から平成27年度の5年間

第2章 環境学習の現状と課題

1. 環境学習をめぐる動き
 - ・国⇒平成18年（2006年）に「国連・持続可能な開発のための教育の10年」実施計画を決定。
 - ・県⇒平成21年（2009年）12月に「第三次滋賀県環境総合計画」を策定し、持続可能な滋賀社会の構築に向けた人育ち・人育てを進めるため、環境教育・環境学習の推進を掲げている。
「マザーレイク21計画第2期計画（琵琶湖総合保全整備計画）」、「滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例」において環境学習の推進を掲げている。
2. 県内の環境学習の現状と課題

| | | |
|-------------------------|---|---|
| 学校へのアンケート、各種調査等による現状と課題 | ⇒ | <ul style="list-style-type: none"> ・市民活動の分野での環境への取組が広がっている ・地球温暖化に関する環境学習はあまり実施されていない ・県内の学校では何らかの形で環境学習が行われている ・高校生や大学生、社会人向けの環境学習プログラムを提供している企業はあまり見られない。 |
|-------------------------|---|---|

第3章 計画のめざすもの

1. 基本理念
 - 1 すべての県民が取り組む
 - 2 あらゆる分野を対象とする
 - 3 生涯にわたって段階的・継続的に取り組む
 - 4 体験の重要性を認識する
 - 5 日常の生活の場である地域に根ざし、地域の特徴を生かす
 - 6 地球全体の環境への理解とその関わりについての意識を持つ
2. 基本目標

↓

基本理念のもと、多角的な環境学習により環境への关心と問題解決能力を高め、持続可能な社会づくりに向けて主体的に行動できる人育てを基本目標とします。

『持続可能な社会づくりに向けて主体的に行動できる人育て』

第4章 環境学習の展開方向

1. 基本的な視点
 - (1) 語り合い、行動につながる環境学習の推進
 - (2) 子どもたちがいきいきと輝く環境学習の推進
 - (3) まちづくりの基盤となる環境学習の推進
2. 取組の方法

関心を持つ → 学び理解する → 理解を深め総合的に考える → 課題を見つける → 自ら考え行動する

すべての世代、年齢層で、段階的・継続的に取り組み、生涯にわたって一貫性のある学習が重要。
3. 各主体に期待される展開方向

県民、NPO・地域団体等、学校等、事業者、行政がそれぞれの責任と役割を自覚し、取組の流れを踏まえながら、主体的に環境学習に取り組むことが期待される。
4. 県の施策の展開方向

～6つの柱～

| | |
|-----------------------|--------------------|
| (1) 人材発掘・育成および活用 | (4) 情報の提供 |
| (2) 環境学習プログラムの整備および活用 | (5) 連携・協力のしくみづくり |
| (3) 場や機会づくり | (6) 取組への気運を高める普及啓発 |

第5章 重点的な取組方向

1. 低炭素社会づくりに係る環境学習の推進

(1) 環境学習の進め方とポイント

① 地球温暖化について（関心を持つ）

- ・地球温暖化の仕組みについて調べ、話し合う
- ・地球温暖化の影響を考える

② 地球温暖化対策について（学び、理解する）（理解を深め、総合的に考える）

- ・省エネルギー、再生エネルギーを理解する
- ・二酸化炭素吸収源としての森林の役割を学ぶ
- ・環境に配慮した生活を考える
- ・低炭素社会づくりへの考え方へ移行

③ 低炭素社会づくりに向けた実践行動（課題を見つける）（自ら考え、行動する）

- ・第一段階：見える化
- ・第二段階：個人的な取組の実践
- ・第三段階：周囲への普及

(2) 各主体の取組への支援

- ・各主体の低炭素社会づくりに関する環境学習の取組を総合的に支援
- ・県が実施する各環境学習関連事業に出来る限り低炭素社会づくりに関する内容を取り入れ

2. 体系的な自然体験学習の推進

(1) 環境学習の進め方とポイント

① 目的を明確化する

- ・何を目的とし、自然体験学習を実施するかを明確にする

② 自然体験をする

- ・地域の自然や学習者にあわせたプログラム
- ・個人個人の感受性を尊重するような体験方法

③ ふりかえり

- ・体験者が互いに気づいたことをわかつあう
- ・体験したことについてふりかえる時間を設ける

実践行動へ

日常生活において環境配慮行動を実践する

(2) 各主体の取組への支援

- ・各主体の取組に関して効果的な体験学習ができるよう支援
- ・県は率先行動として、体験型環境学習のあり方を見直し、より効果的な自然体験型環境学習を推進

第6章 施策の効果的な実施のための推進体制

1. 施策の総合的な展開

「滋賀県環境学習推進会議」による府内の総合的調整を行い、県は一事業所として率先行動を実施する。

2. 環境学習支援機能の充実

県民等のあらゆる主体が行う環境学習が効果的かつ適切に実施できるよう、情報の提供、交流の機会の提供、指導者等の育成など必要な支援を行うとともに、県民等と県の支援施策・情報をつなぐ窓口となる「琵琶湖博物館環境学習センター」を運営するなど、支援機能を充実

3. 協働による推進

計画を効果的に進めていくために、県民をはじめ地域におけるあらゆる主体と相互に連携・協働しながら一体となって取り組む。

また、広域的な連携が必要なものについては、近隣府県のみならず、関西 2 府 5 県で設立した関西広域連合と連携を図ります。

第7章 計画の進行管理と評価

1. 計画の進行管理の考え方

- ・関係部局の相互連携を図り、総合的な取組を進め、県の事業の成果等について自己評価する。
- ・県の実施する施策の結果をとりまとめ公表する。

2. 環境学習の実施状況の取りまとめ

- ・県の実施する施策とあわせて県内の環境学習関連事業やイベント、学校の取組事例等の環境学習に関連した活動を毎年整理し、公表する。